

RCEP協定の活用事例等について (日本への輸入)



2023年12月21日

財務省 関税局関税課 原産地規則室

1. RCEP協定の活用事例
2. よくある相談事例
3. 事後確認及び非違事例
4. 事前教示照会の事例
5. 事前質問への回答

1. RCEP協定の活用事例




アパレル企業の貿易担当者です。
RCEP協定を利用して、中国から日本へ、
中国で生産した「カーディガン」を輸入したいと考えています。
輸入予定の製品について、以下の情報を確認しました。

■ 産品:カーディガン


□ 生産国: 中国

□ HS番号(輸入統計品目番号): 6110.30-099

□ 製造工程: 輸出者の中国国内工場にて下記材料を用いて製造。

□ 材料:  01 人造繊維の糸

… 締約国外から中国に輸入


 02 ボタン

… 中国国内のサプライヤーから調達



輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

HS番号の特定方法

- HS番号は税関ホームページの「**実行関税率表**」で調べることができます。
 - <https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。
 - <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

実行関税率表 検索画面



HS番号(輸入統計品目表番号)は、6110.30-099と特定しました。

ステップ1
完了

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

 ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

1.

2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

3.

4.

5.

6.

7.

RCEP協定税率の確認方法

- ステップ1で特定したHS番号(輸入統計品目番号)9桁をもとに、**実行関税率表**で**中国**に対してRCEP協定税率(EPA税率)が設定されているかを調べます。

(輸入統計品目番号)6110.30-099 人造繊維製のカーディガン等 (HS番号はHS2022年版)

統計番号 番号	品名	関税率	関税率(経済連携協定)		
		WTO協定	RCEP(アセアン/豪州/ニュージーランド)	RCEP(中国)	RCEP(韓国)
6110.30	人造繊維製のもの				
	- その他のもの				
	-- その他のもの	(10.9%)	無税	8.9%	ポリエステル製のもの(ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するものを除く)以外のもの 8.9%

税率差発生品目

※関税率:2023年4月時点

日本は、6110.30-099の産品について、中国に対してRCEP協定税率を設定しています。

➡ **関税率 8.9%** (2023年4月時点)

譲許表の付録の特定の原産品に該当するかの確認

(Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials))

- RCEP協定において個別譲許(国ごとに関税率の差異が発生する品目を設定)を採用しているのは、**日本、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム**の7か国です。
- 個別譲許採用国は譲許表の付録に「特定の原産品」を掲げており、これに該当した場合は、付録に定める追加的要件(輸出締約国である最終仕出国において20%以上の価値が付加されていること)を確認する必要があります。

日本の付録の特定の原産品を確認

【税関ホームページから】

<https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep.htm>

税関サイト

原産地規則ポータル

現在位置: 原産地規則ポータル > 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

注意: このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります

1. お知らせ

5. 関税譲許

- ステージング表
- 実行関税率表
- 相手国側譲許表【ジェットHP】
- EPA等に基づく税率よりMFN税率が低い品目について(逆転現象)
- 一般特惠税率の適用が可能な品目
- RCEP協定 税率差マニュアル [PDF:574KB]
- RCEP協定第2.6条(関税率の差異)3の規定に関する付録(100品目)一覧表 [PDF:84KB] / [CSV:56KB]

「RCEP協定第2.6条(関税率の差異)3の規定に関する付録(100品目)一覧表」(抜粋)

76	410799.212	— その他のもの
76	410799.212	— その他のもの
77	410799.222	— その他のもの
77	410799.222	— その他のもの
77	410799.222	— その他のもの
78	411200.212	— その他のもの
78	411200.212	— その他のもの
78	411200.212	— その他のもの
78	411200.212	— その他のもの
79	411310.212	— その他のもの
79	411310.212	— その他のもの
79	411310.212	— その他のもの
80	640320.022	— その他のもの
80	640320.022	— その他のもの
80	640320.022	— その他のもの
81	640340.012	— その他のもの
81	640340.012	— その他のもの

6110.30-099は掲載されていない

6110.30-099 の商品は、日本の付録の特定の原産品には該当しません。


ステップ2
完了

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

 ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

協定に定める原産品の要件を確認

- RCEP協定税率は、RCEP協定上の他の締約国の「原産品」に対して適用されます(第2・4条1)。
- 「原産品」と認められるのは以下の3つの要件のいずれかを満たす製品です。
- 材料が「原産材料(=原産品である材料)」か判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用します。

要件

完全生産品

締約国において
“完全に生産される”製品



RCEP協定 第3・2条(a)

要件

品目別規則 を満たす製品

締約国における生産により
“実質的変更”がある製品

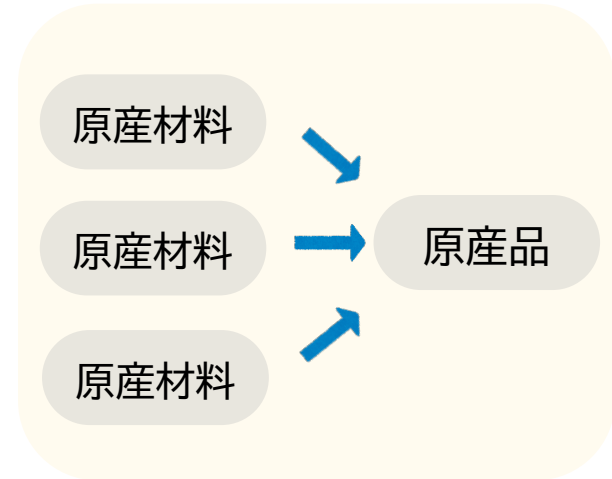


RCEP協定 第3・2条(c)

要件

原産材料のみから 生産される製品

締約国の“原産品である材料”
のみから生産される製品





RCEP協定 第3・2条(b)

製品の生産に使用した材料を確認

■ 製品:カーディガン

□ 製造工程：輸出者の中国国内工場にて下記材料を用いて製造。

- 材料表:
- | | | |
|---|-----------|-------------------|
|  | 01 人造繊維の糸 | … 締約国外から中国に輸入 |
|  | 02 ボタン | … 中国国内のサプライヤーから調達 |



01 RCEP協定の締約国外で生産されたものなので、RCEP協定上の原産品ではありません。

02 締約国内で生産されたものですが、RCEP協定上の原産品かどうか分かりません。

⇒どちらも(まずは)非原産材料として考えます。

適用する原産品の要件を確定

RCEP協定 第3・2条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

- (a) 一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条(完全に得られ、又は生産される産品)に定めるもの
- (b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品
- (c) **一の締約国**において**非原産材料を使用して生産**される産品であって、**附属書3A(品目別規則)**に定める関連する要件を満たすもの



今回、非原産材料を使用しているので、
(c)の「品目別規則を満たす産品」の要件ですね。

産品が締約国(中国)の原産品と認められるためには、**中国における生産**により、RCEP協定の品目別規則に定める関連する要件を満たす必要があります。

RCEP協定の品目別規則を確認

税関ホームページ 原産地規則ポータル 「品目別原産地規則の検索」を利用

➔ 製品のHS番号(6桁) = 「611030」で検索

税関サイト

原産地規則ポータル

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ

ENHANCED BY Google

原産地規則とは | 協定・法令等 | 原産地証明手続 | 事前教示 | 事後確認

品目別原産地規則 / Product-Specific

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 (HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT (HS2022)

国名 / Country
中華人民共和国 / CHINA

品目 / Item
HSコード上位4桁もしくは6桁、ドットなしを入力してください。
Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (.).

611030

入力されたHSコードは経済連携協定のバージョン(HS2022)と異なる場合があります。ご入力された協定が採用しているバージョンのお輸入通関申告の際には最新のHSコードを使用してください。

Each agreement (FTA/EPA and Related Initiatives) has its own PSR. If you search with a version of HS code other than the one adapted to use, the latest HS code is to be used when filing an import declaration. For more information, please refer to the table below.

The World Customs Organization Secretariat provide the table corresponding to the products' HS code is showed, whether it is Japan's Tariff Schedule (Importing to Japan) or The Other.

検索/Search | リセット/Reset

HS2022					地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT (HS2022)		
部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note	
11	61			衣類及び衣類附属品(リヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) Articles of apparel and clothing accessories, knitted or crocheted			
		6110		ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(リヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) Jerseys, pullovers, cardigans, waistcoats and similar articles, knitted or crocheted.			
			611030	人造繊維製のもの Of man-made fibres	CC	CC	

RCEP協定の場合、品目別規則はHS2022年版で規定されています。
※ EPAによって採用するHSのバージョンが異なります。

第6110.30号の製品に適用される品目別規則は「CC」

CC とは、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、HS番号2桁の水準における関税分類の変更(CTC)が行われていれば良いという基準です。

ステップ3
完了 15


輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

 ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応



品目別規則(関税分類変更基準)を満たすかを確認

- 品目別規則が関税分類変更基準(CC、CTH等)の場合、製品に使用する材料が原産材料であれば、その材料については製品との関税分類の変更(CTC)を確認する必要がありません。
- しかし、材料を「原産材料」と扱うのであれば、その材料が原産品の要件を満たすことを確認しなければなりません(証明負担が大きいことがあります)。
- まずは**全ての材料に対し、関税分類の変更(CTC)を確認**した上で、基準を満たさない材料についてのみ、「原産材料」かどうか確認していくことが効率的です。

生産に使用された材料のHS番号を確認

材料表等の書類で確認 

■ 産品:カーディガン

- 材料表:
 -  01 人造繊維の糸 … HS番号 **第54類**
 -  02 ボタン … HS番号 **第96類**

➡ 全ての材料について、産品(第6110.30号)の品目別規則「CC」を満たす、**関税分類の変更(CTC)があることを確認**。

※CTC:Change in Tariff Classification

産品は、品目別規則を満たすと認められます。

製造工程を確認

品目別規則を満たすかの確認に加えて

RCEP協定 第3・2条 原産品

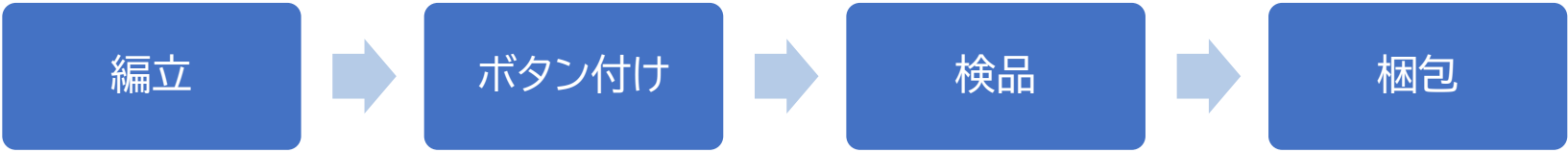
(c) **一の締約国において**非原産材料を使用して**生産される産品**であって、附属書3A(品目別規則)に定める関連する要件を満たすもの



■ 産品:カーディガン

製造工程表等の書類で確認



□ 製造工程 : 輸出者の**中国国内工場**にて下記材料を用いて製造。



- 材料表:
 -  01 人造繊維の糸 ... 締約国外から中国に輸入
 -  02 ボタン ... 中国国内のサプライヤーから調達

➔ 産品が、RCEP締約国である、中国において生産されていることがわかるため、RCEP協定第3・2条(c)のうち「**一の締約国において生産される産品**」であることが確認できます。

産品は、RCEP協定上の中国原産品と認められます。



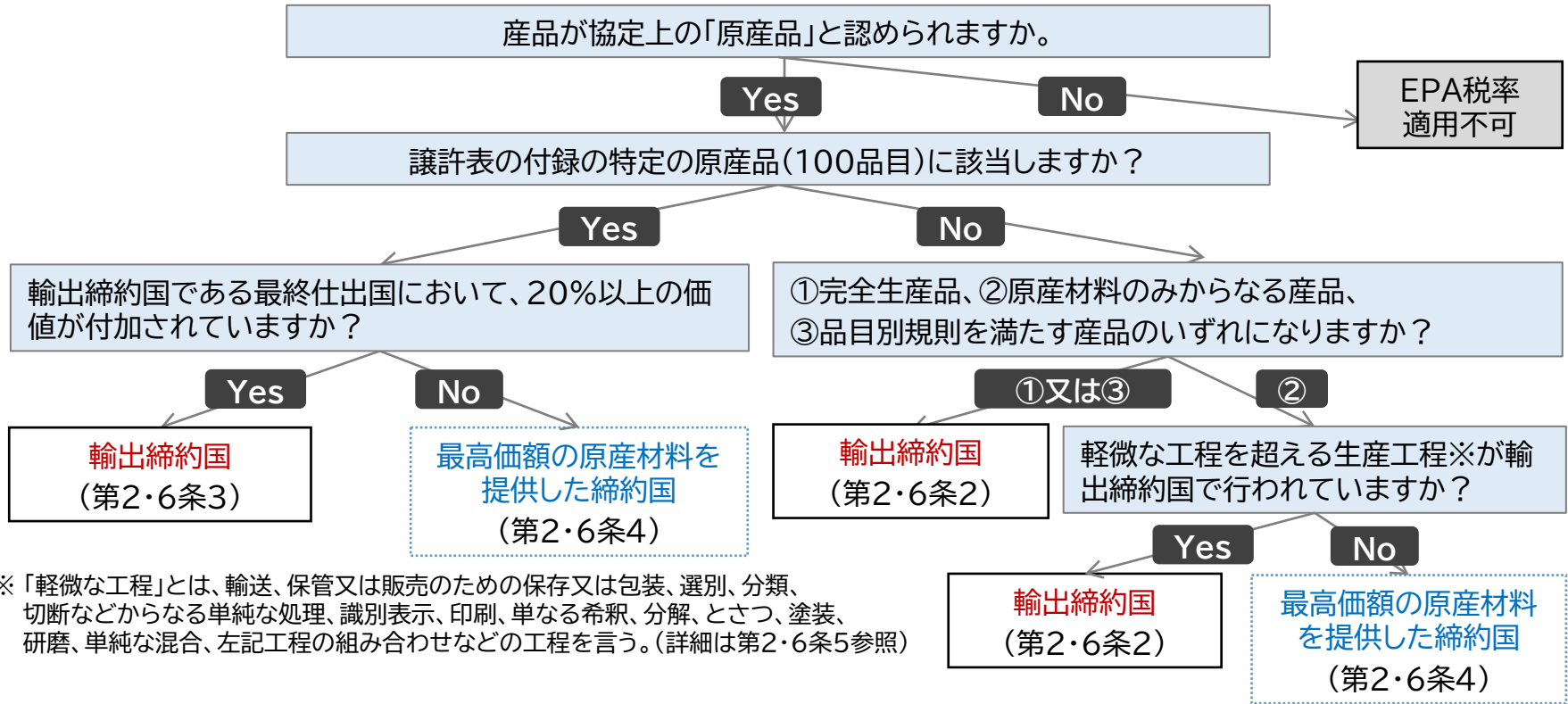
原産品
でした!

RCEP原産国を決定

- RCEP協定においては個別譲許を採用している国があり、同じ商品でも輸入相手国によって異なる関税率が設定されている場合があります。
- 協定第2・6条「関税率の差異」に定める「RCEP原産国」の決定は、**商品にどの輸入相手国に対する関税率を適用するか**を決めるためのルールです。商品がRCEP協定上の原産品と認められるかを確認してから、RCEP原産国を決定します。

RCEP原産国の決定フローチャート

● 多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国(原産品の資格を取得した国)と同一となります。

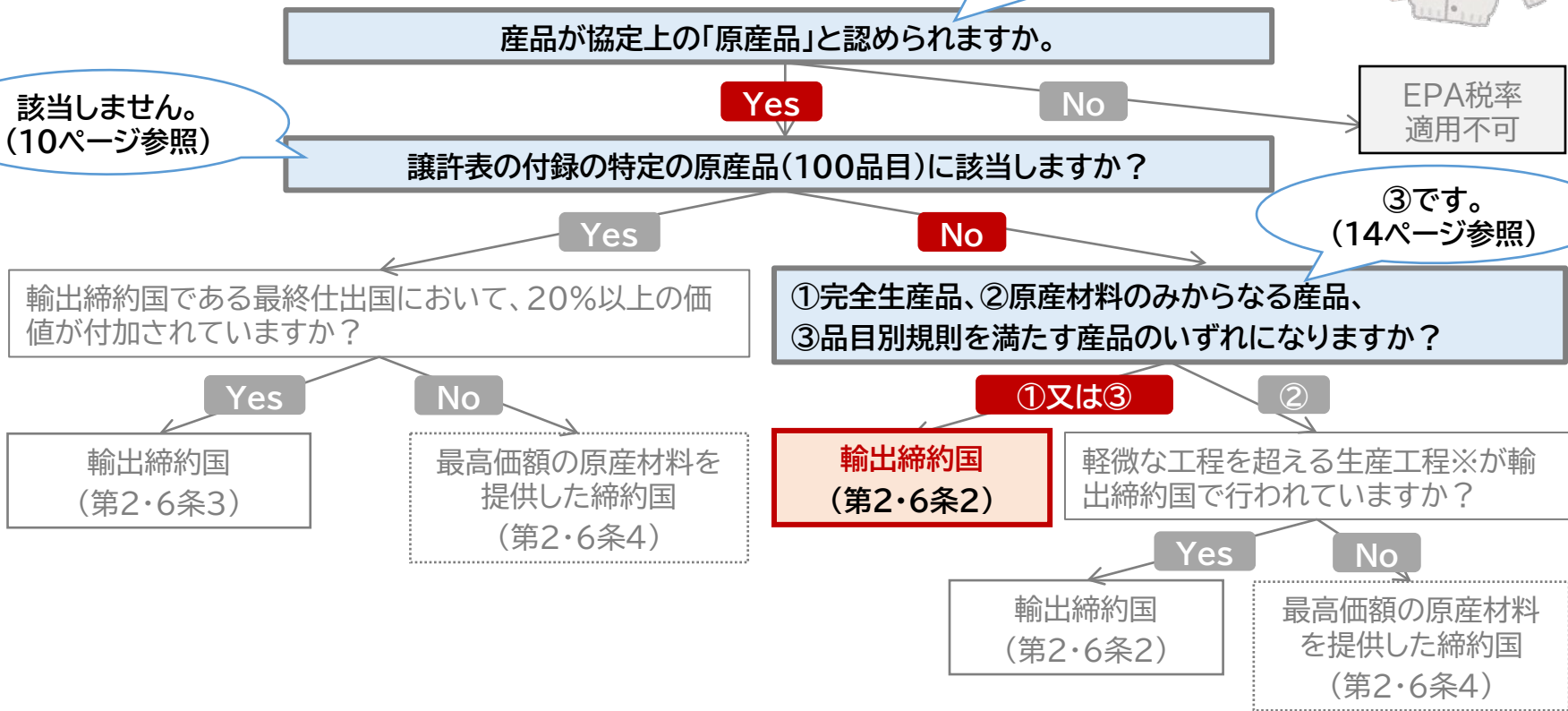


※「軽微な工程」とは、輸送、保管又は販売のための保存又は包装、選別、分類、切断などからなる単純な処理、識別表示、印刷、単なる希釈、分解、とさつ、塗装、研磨、単純な混合、左記工程の組み合わせなどの工程を言う。(詳細は第2・6条5参照)

輸入者は生産に関与した締約国又は全ての締約国に適用する税率の中で 最高税率を選択可能 (第2・6条6)

今回のケースをフローチャートで確認

RCEP原産国の決定フローチャート



RCEP原産国は「**輸出締約国**」(=中国)と決定できました。

ステップ4 完了

「RCEP原産国」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→
 YouTube 税関チャンネル 「【RCEP協定】地域的な包括的経済連携協定説明会」
 IV. RCEP協定における税率差(59分00秒/1時間36分45秒)

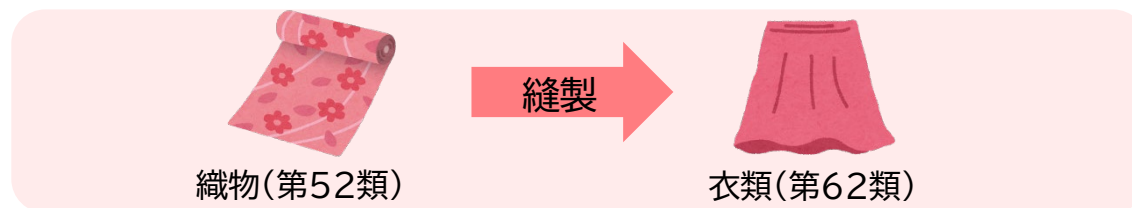


(参考) RCEP協定 主な適用品目の品目別規則

第61類、第62類：衣類及び衣類附属品

○ 品目別規則「CC」を採用

- ✓ 「CC」は類の変更(関税分類変更基準)。非原産材料の生地を使用しているも、基本的に**生地⇒縫製の1工程**を行えば、「CC」を満たすと認められます。ただし、第61～62類に分類される生地もありますので注意してください。



第29類：有機化学品

○ 品目別規則 多くの品目で「CTH/CTSH 又は RVC40」を採用。一部の品目で「CR」も採用

- ✓ 「CTH」は項の変更、「CTSH」は号の変更(関税分類変更基準)が行われれば原産品と認める規則です。
- ✓ 「RVC40」は、域内原産割合が40%以上(付加価値基準)であれば原産品と認める規則です。域内原産割合は、協定第3・5条「域内原産割合の算定」に従って算出します。
- ✓ 「CR」は、規定された化学反応が行われれば原産品と認める規則です。

第39類：プラスチック及びその製品

○ 品目別規則 ほとんどの品目で「CTH 又は RVC40」を採用

第64類：履物など

○ 品目別規則 「CTH/CC 又は RVC40」を採用

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

RCEP協定の証明制度(日本へ輸入する場合)

- RCEP協定の関税上の特惠待遇を要求(RCEP協定税率を適用)するためには、以下のいずれかの原産地証明手続を行う必要があります。

証明制度	証明書類の取得方法	対象国	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	全ての締約国	<p>メリット: 発給機関によって原産性判断。発給機関を通じて輸出者・生産者に事後確認。</p> <p>留意点: 発給に費用及び時間を要する。</p>
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある発給機関により認定された輸出者が書類を作成	全ての締約国	<p>メリット: 認定後は自ら原産地申告を作成可能。</p> <p>留意点: 輸出国政府による認定を受ける必要。</p>
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) 日本の輸入者が書類を作成	全ての締約国	<p>メリット: 輸入者自ら原産品申告を作成可能。</p> <p>留意点: 輸出者等に事後確認が行われないため、輸入者のみに証明責任が生じる。</p>
	(輸出者又は生産者による自己申告) 輸出締約国の輸出者又は生産者が書類を作成	豪州、 ニュージーランド	<p>メリット: 発給機関から証明書取得の手間が省ける。</p> <p>留意点: 輸出者等にも証明責任が生じる。</p>

※ 日本への輸入において、現時点で輸出者又は生産者による自己申告を利用できるのは、**豪州・ニュージーランドからの輸入**に限ります。(各締約国において制度の導入に一定期間の猶予が設けられており、将来的に導入されます。)

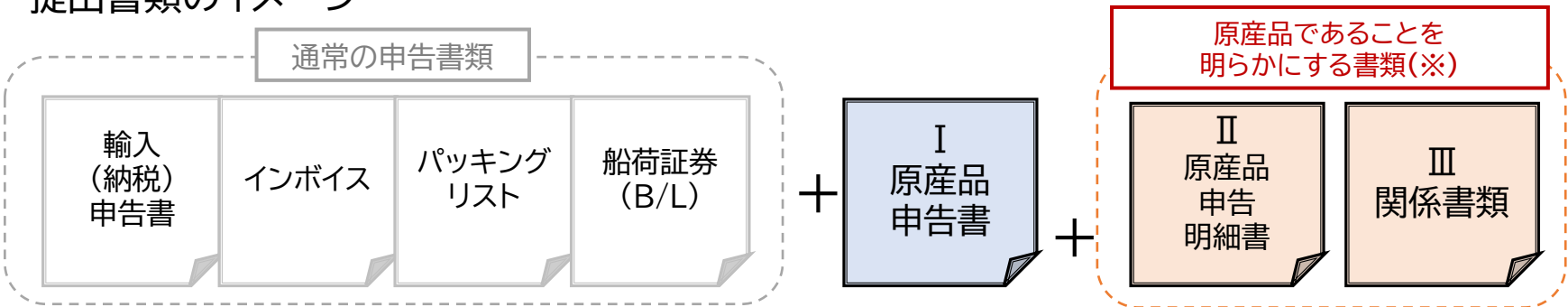
輸入通関時の提出書類(輸入者による自己申告)

- RCEP協定上の特惠待遇を要求するためには、通常の輸入申告書類に加え、原則として、以下の書類の提出が必要になります(課税価額の総額が20万円以下の製品については省略が可能です)
 - I. 原産品申告書
 - II. 原産品申告明細書
 - III. 関係書類

} 原産品であることを明らかにする書類

- NACCSを利用して電子的に提出することが原則です。
- 原産品申告書及び原産品申告明細書は、任意の様式で作成可能ですが、税関ホームページ掲載の様式見本もご利用いただけます。
- AEO輸入者による特例申告(貨物の引取後に行う納税申告)の場合には、上記 I・II・IIIの書類の提出に代え、書類を保存することで足りる取扱いとなります。ただし、AEO輸入者が一般の輸入申告を行う場合は提出が必要です。

■ 提出書類のイメージ



※ 事前教示を取得している場合又は完全生産品の場合は、省略可能です。

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定


ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

 ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

NACCSにおける原産地証明書識別コードの入力方法

NACCS 原産地証明書識別コードの入力体系

原産地証明書識別(4桁) = 原産地(申告)種別(2桁) + 原産地証明者等区分(1桁) + 貨物の種類(1桁)

原産地(申告)種別		原産地証明者等区分		貨物の種類		
RC	RCEP協定(中国)	T	輸出国当局が発給した原産地証明書(第三者証明)	E P A	4	EPAに基づく原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出がある貨物【CO等を提出】
RK	RCEP協定(韓国)	A	認定輸出者による自己証明(原産地申告)			
RA	RCEP協定(オーストラリア)	P	製造者による原産品申告書			
RN	RCEP協定(ニュージーランド)	E	輸出者による原産品申告書		5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
R1	RCEP協定(シンガポール)	I	輸入者による原産品申告書			
R2	RCEP協定(ブルネイ)	O	原産地証明書等の提出が不要な場合			
R3	RCEP協定(カンボジア)				7	EPAに基づく原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出猶予申請を行う貨物
R4	RCEP協定(ラオス)					
R5	RCEP協定(タイ)					
R6	RCEP協定(ベトナム)					
R7	RCEP協定(マレーシア)					
R8	RCEP協定(インドネシア)					
R9	RCEP協定(フィリピン)					

- ・ 「原産地(申告)種別」欄(2桁)には、RCEP原産国に対応する原産地(申告)種別コードを入力します。
- ・ RCEP協定第2.6条6に基づき最高税率を選択する場合、最高税率が設定されている国に対応する原産地(申告)種別コードを入力の上、NACCS上の輸入申告の記事欄にその旨を記載します。

！ よくある入力誤り

- ✓ 採用する証明区分の誤り (例:原産地証明書による申告を、誤って輸出者による原産品申告書として申告)
- ✓ RCEP原産国の入力誤り (例:RCEP原産国が韓国である貨物について、誤ってRC(RCEP原産国=中国)として申告) 26

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

2. よくある相談事例

RCEP協定のおよある照会事例 ～不備のある原産地証明書等の取扱い～

- 輸出者から受け取った原産地証明書を確認したところ、記載事項に誤りが見つかりました…
- 輸出者から送られた原産地証明書を確認したところ、QRコードのみが記載され、印影と署名が記載されていませんでした…
- RCEP 協定上の完全生産品であることを資料によって確認し、輸出者は原産地基準「WO」の原産地証明書の発給を発給機関に依頼しましたが、発給された原産地証明書には「PE」と記載されており、訂正できませんでした…

原産地証明書等については不備がないことが原則ですが、不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性に疑義はなく、輸入貨物の原産性が確認できる限りは、税関で軽微な誤りと判断し、有効なものとして取り扱います。

※ 原産地証明書等： 原産地証明書、原産地申告、または原産品申告書

税関ホームページ 原産地規則ポータル

不備のある（EPA/GSP）原産地証明書等の取扱い

原産地証明書又は原産品申告書については、記載事項漏れなど不備がないことが原則になりますので、輸入申告にあたっては、各原産地証明書の記載要領をご参照ください。

記載事項漏れなどの不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性に疑義はなく、輸入貨物の原産性が確認できる限り、税関で軽微な誤りと判断し、原産地証明書等は有効と取り扱います。

- [＜重要＞「不備のある\(EPA/GSP\)原産地証明書等の取扱い」について（ご利用になる前にお読みください。）](#)
- [不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い](#)
- [不備のある一般特恵\(GSP\)原産地証明書等の取扱い](#)

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い 別紙2

○不備のある原産地証明書等が検出された場合においても、決断は、取扱いの不備のない原産地証明書等を選択するようにしてください。
○原産地証明書等が検出された場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の条件を満たしていないことが明らかになった場合は、通関手であっても輸入税関事務の通知がなされる。

【EPA原産地証明書】 令和4年1月1日現在

項目	取扱い	不備の内容	取扱い
署名印影	取りかた印字の誤り		検出
全項目共通	英語以外の記述		検出 （メカシロは取扱いあり。）
様式	規定に適合した様式でない原産地証明書 （注：EPA特恵税率にもかかわらず一般特恵（GSP）原産地証明書とされた場合）		取扱い （注：EPA特恵税率が適用されない場合については、通関手は事前に検出された原産地証明書の通知を受けること）
	原本でない原産地証明書の提出		取扱い （注：原本でない原産地証明書は、原産地証明書等に換算して取り扱います。）
	検出された原産地証明書		取扱い （注：検出された原産地証明書は、原産地証明書等に換算して取り扱います。）
	印刷の誤り		取扱い （注：印刷の誤りは、原産地証明書等に換算して取り扱います。）

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

RCEP協定をよくあるご相談(1)



取得したRCEP協定の原産地証明書(C/O)に、原産地基準は「原産材料のみから生産される産品(PE)」と記載されていますが、輸出者に確認したところ、締約国外から調達した材料を使用して生産していることが判明しました。原産地証明書(C/O)は無効ですか？

- 日本税関では、輸入者が、資料に基づいてRCEP協定上の原産品であることを明らかにできる場合には、原産地証明書(C/O)を有効と扱います。
- 原産地に関する「文書による事前教示」を取得している場合も、この場合に含まれます。
- 「原産材料のみから生産される産品(PE)」であることを確認できない場合、「品目別規則を満たす産品(CTC・RVC・CR)」であることを示す資料を、輸入申告時に添付して提出してください。



取得したRCEP協定の原産地証明書(C/O)に、HS番号の相違がありました。どうすればよいですか？

- 原産地証明書(C/O)のHS番号と、輸入申告における適用税番が相違している場合でも、理由をお聞きした上で、原産地証明書(C/O)を有効と扱う場合があります。
- ① 資料に基づいてRCEP協定上の原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む)
- ② HS番号の相違がHSのバージョンが異なることに起因する場合
- ③ 原産地基準がWOまたはPEか、品目別規則が同一の場合であって、原産品であることに特段の疑義が認められない場合

(➡ 具体的には、次ページ)

- 「原産地基準がWOまたはPEか、品目別規則が同一の場合」とは…

「完全生産品(WO)」または「原産材料のみから生産される製品(PE)」

… HS番号の相違があっても、同じようにWOやPEを満たすと推定できます。

品目別規則を満たす製品

→ 同一の場合

誤ったHS番号: **6110.20** → 品目別規則はCC(類の変更)

正しいHS番号: **6110.30** → 品目別規則はCC(類の変更)

…どちらも61類なので、正しいHS番号でも同じようにCCを満たすと推定できます。



→ 同一でない場合

誤ったHS番号: **6210.10** → 品目別規則はCC(類の変更)

正しいHS番号: **6110.30** → 品目別規則はCC(類の変更)

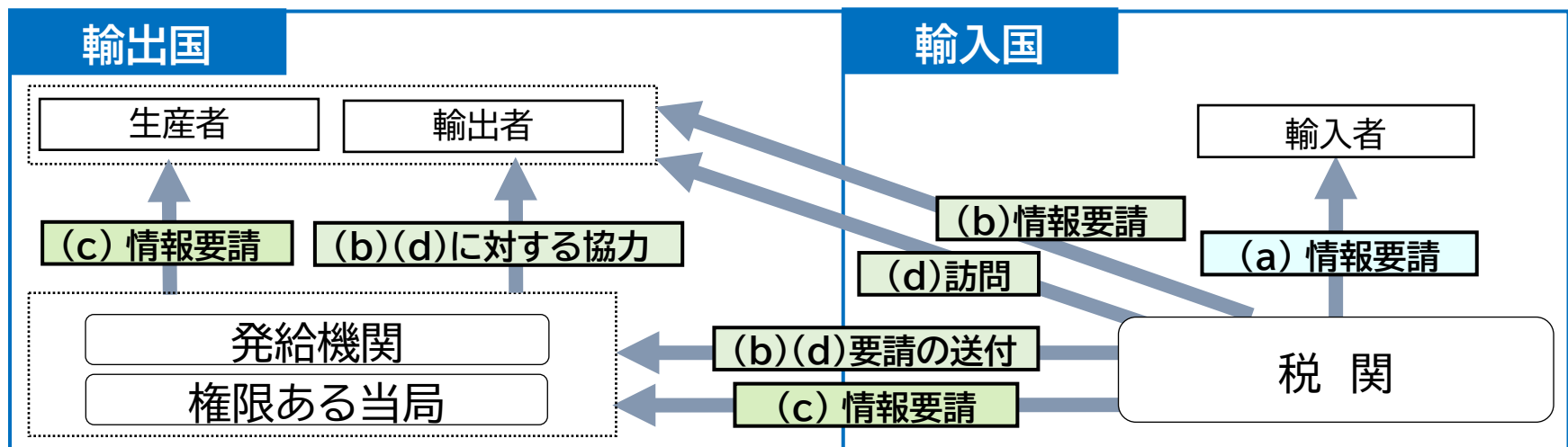
…正しいHS番号である第61類の製品としてCCを満たすかどうか証明されていないため、同じようにCCを満たすと推定できません。

! 上記の取扱いにかかわらず、品目別規則を満たさないことが判明した場合には、RCEP協定税率の適用は認められません。
具体的な事例があれば、まずは各税関の原産地調査官部門にご相談ください。

3. 事後確認及び非違事例

事後確認(検証)とは

- EPA税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPA及び関税関係法令の規定に基づき、特惠税率の便益の適正な確保を目的として、**輸入通関後にその貨物が原産品であるか否かについての確認**を行うこと
- RCEP協定においては、第3・24条に規定する以下の方法が認められています。
 - (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
 - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
 - (e) その他締約国が合意する方法
- 輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、**EPA税率の適用が否認**されます。



日本税関が行うRCEP協定の事後確認



方法

輸入者に対する事後確認

- 書面での情報提供要請又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)により実施され、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

輸出国に対する事後確認

- 輸入者に対する事後確認で、貨物が原産品であることを確認できない場合には、日本税関から輸出国に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。
- なお、RCEP協定において輸入者自己申告に基づきEPA税率を適用した場合、協定上、輸入国税関は輸出国に対する事後確認を実施することができません。

結果

- ◆ 事後確認の結果、貨物が原産品であることを確認できない場合には、EPA税率の適用が否認されます。
- ◆ また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

関係書類の保存

日本における輸入者の書類保管義務(自己申告制度の場合)

- 「原産品申告書」を作成した日本の輸入者は、国内法令に基づき、**産品が原産品であることを証明するために必要な全ての書類**(「RCEP原産国」の決定のための関係書類を含む。)を、輸入の許可の日の翌日から**5年間** 保管する義務があります。

(※ 輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外。)

保存書類のイメージ(輸入者自己申告)

原産品申告書

原産品申告明細書

契約書、仕入書、価格表、総部品表、
製造工程表、投入記録、出荷記録、
支払記録、帳簿 等

(その他、誓約書の保存が必要な場合あり)

「関係書類の保存」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→
税関ホームページ パンフレット「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」
(<https://www.customs.go.jp/tsukan/chobohozongaiyou.pdf>)



- EPAやGSP(一般特惠関税制度)の原産性にかかる非違事例について、原産地規則ポータルでご案内しています。
- https://www.customs.go.jp/roo/gensan_hijirei/index.htm



原産地規則ポータル

[▼ 本文へ](#) | [文字サイズ](#) 標準 拡大 |  En

[お問合せ](#) | [その他のリンク](#) | [サイトマップ](#)

原産地規則とは
▼
協定・法令等
▼
原産地証明手続
▼
事前告示
▼
事後確認
▼

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > EPA/GSPでの原産性に係る非違事例

EPA/GSPでの原産性に係る非違事例

注意: このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。

EPAやGSPに基づく特惠税率を適用して輸入申告されたものについて、税関が行った事後確認等により、特惠税率の適用対象となる原産品ではないことが明らかになったもののうち、輸入者の方々に参考となるものを掲載しています。

輸出国が発給した原産地証明書を入手した場合であっても、当該産品が原産地規則を満たす産品であるか自ら御確認いただく等、輸入者の皆さまのコンプライアンスを一層確保いただく観点から公表するものです。ぜひ積極的にご参照ください。

※事例の見方

【事例一覧】

HS番号	産品名	協定名等
第07.11号	塩蔵した野菜	日EU協定
第2005.20号	ばれいしょの調製品	日マレーシア協定
第20.06項	砂糖により調製した果実	日タイ協定
第2008.92号	果実の調製品 (混合したもの)	日フィリピン協定
第2009.41号	パイナップルジュース	日EU協定
第2009.90号	混合ジュース	日タイ協定

4. 事前教示照会の事例

事前教示制度



(文書による照会に対しては原則30日以内に回答)

- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか(協定の適用・解釈等)についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、特惠税率の適用の可否等を事前に知ることができ、適用される税率が事前に分かることから、輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- RCEP協定については、第2.6条に規定する「RCEP原産国」についても事前教示回答の対象となります(希望制)。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い(原産地)が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答(教示)の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く。)ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

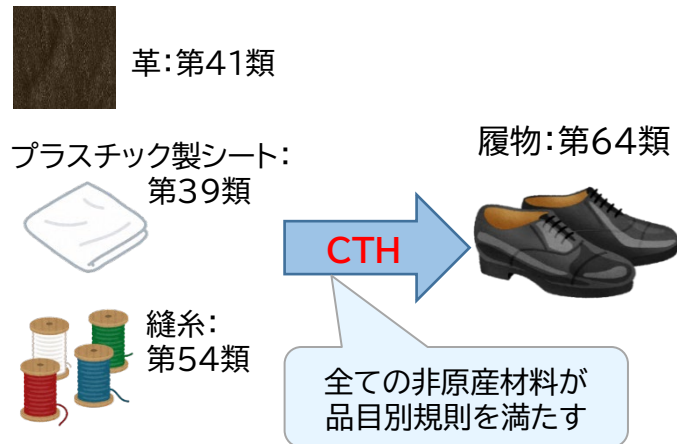
※口頭やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

事前教示 回答例

➤ RCEP協定に係る事前教示 回答例 (価額情報はHPIに掲載されません。この例の価額は架空のものです。)

品名	履物(第64.03項)
原材料	①革(パテントラミネーテッドレザー、第41.14項)、 ②プラスチック製シート(第39.20項)、③縫糸(第54.01項) ほか省略
製造工程	中国国内の自社工場において上記原材料を使用し、裁断、縫製作業等を経て製造
品目別規則	CTH 又はRVC40
回答	RCEP協定上の中国原産品と認められる(RCEP原産国は中国)。

RCEP協定上の原産品



中国国内で原産資格を取得
→中国原産品と認められる

RCEP原産国

履物: 輸入統計品目番号6403.99-015(**100品目に該当**)
輸出締約国である最終仕出国(中国)で20%以上の価値が
付加されているかを確認

【価額内訳】

履物(FOB価額)	\$15.0
非原産材料価額	計 \$8.0
①革	\$5.5
②プラスチック製シート	\$1.5
③縫糸	\$1.0
原産材料価額	不明

【輸出締約国での付加価値の計算】

$$\frac{\text{FOB価額}(\$15) - \text{非原産材料}(\$8)}{\text{FOB価額}(\$15)} \times 100 = 46.7\%$$

20%以上の価値
(46.7%)が中国で付加

中国国内で20%以上価値が付加
→RCEP原産国は中国

税関ホームページ 事前教示回答事例

- 原産地に係る事前教示制度について、税関ホームページでご案内しています。
- 利用方法や、実際の回答が掲載されており、制度に関する詳細な情報を知ることができます。

税関ホームページ 事前教示回答事例へのアクセス方法

原産地規則ポータルから「事前教示」のページへアクセスし、「事前教示回答(原産地)」をクリック



検索画面からEPA名やHS番号で検索。

税関 Japan Customs

現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 事前教示回答 (原産地)

事前教示回答 (原産地) では、公開可能な事前教示回答事例を確認することができます。

事前教示回答 (原産地) 検索画面へ

それぞれの項目には、以下の情報が表示されます。

事前教示回答項目

登録番号	事前教示回答書の登録番号
税関	事前教示回答を行った税関
処理年月日	事前教示回答書の作成処理が終了した年月日
一般的品名	照会貨物の一般的な品名
税番	照会貨物の税番 (4桁、6桁又は8桁)
回答	下記の特惠種別に基づく回答
特惠種別	適用される税率の種別
貨物の概要	事前教示において照会された貨物の概要 (品名、数量、単位、重量、体積、材質、用途等)
認定理由	上記の原産地の認定理由

検索画面

現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 事前教示回答 (原産地関係) > キーワード検索

事前教示回答事例 (原産地関係)

検索 リセット

>> 検索したい項目を選択し、キーワードを入力してください。

全項目

公開可能な事前教示回答の内容 (一般的品名、税番、貨物概要等) のすべてを対象にして、キーワードが含まれている情報から検索を行います。

複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース (空白) を挿入してください。

複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

登録番号

登録番号に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。キーワードは単一のみでも、範囲で指定することもできます。

登録番号を7桁の数字で指定してください。

税番

税番に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。キーワードは単一のみでも、範囲で指定することもできます。

税番を2桁以上、9桁以下の数字で指定してください。

9桁に満たない場合は桁数一致で検索されます。

一般的品名

一般的品名に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。

検索結果

事前教示回答事例 (原産地関係) 詳細

登録番号	1211616
税関	名古屋
交付年月日	20220117
一般的品名	履物
税番	6403.99-
回答	RCEP協定上の中国原産品と認められる (RCEP原産国は中国)。
特惠種別	RCEP協定
貨物概要	原材料: ①パテントラミネートレザー (第41.14項)、②ライニング生地 (第59.03項)、③プラスチック製シート (第39.20項)、④不織布 (第56.03項)、⑤板紙 (第48.05項)、⑥ゴム製シート (第40.02項)、⑦PVC (第39.04項)、⑧接着剤 (第35.06項)、⑨縫糸 (第54.01項) 製造工程: 中国国内の自社工場において、上記材料を使用し、裁断、縫製作業等を経て本品を製造する。
認定理由	上記原材料は全て非原産品として扱う。非原産品を使用して中国において生産される関税率表第64.03項に分類される産品が、RCEP協定 (以下「協定」という。) 上の中国原産品と認められるためには、協定附属書3 Aに規定する当該産品の関税分類番号に係る品目別規則及びその他関係する協定の規定を満たさなければならない。本品に使用される非原産品のRCEP原産品は、協定第2・6条3の規定により同付録に定める追加的な要件を満たす場合は輸出締約国となり、これにより決定されない場合には、協定第2・6条4により原産品の生産において使用された原産品のうち合計して最高価額のものを提供した締約国となる。照会者から提出された情報によると、本品は、関税分類番号が6403.99-015であることから同付録に掲げる原産品であり、かつ輸出締約国である中国は、上記の追加的な要件である「原産品の価額の総額の20パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国である。よって、本品のRCEP原産国は中国と認められる。なお、当該関税分類番号は本事前教示回答日において有効な日本国の輸入統計品目に基づく。以上のことから、本品はRCEP協定上の中国原産品と認められ、本品のRCEP原産国は中国と認められる。協定に基づく本品に対する税率の適用に当たっては、協定、関税法施行令第61条等法令に規定されるその他全ての要件を満たすことを条件とする。
法令	RCEP協定第2・6条3、第3・2条 (c)、附属書1付録、附属書3 A品目別規則
その他	

事前教示回答事例の概要等を確認することができます。

各税関お問い合わせ先



事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 首席原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

5. 事前質問への回答

Q.1 : 輸入者自己申告における原産性の疎明資料について

RCEP協定において原産品申告書、原産品申告明細書を輸入者で作成する場合、輸入品の原産材料の原産地や製造工程などを記載しますが、それらのエビデンスはどの程度まで必要ですか。輸入許可後に事後調査が入った場合、どの程度のエビデンス資料を準備すべきですか。

A.1

- 輸入者自己申告制度の利用にあたっては、輸入者において当該貨物の原産性を根拠資料とともに証明する必要があります。輸入申告時や事後確認時において、どういった根拠資料が必要かについては輸入される貨物に応じて異なりますが、一般的には輸入された貨物の生産に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表等の資料が挙げられます。

事前質問Q.1(つづき)

● 産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

税関HP> 原産地規則ポータル> RCEP協定> 2022年4月開催RCEP協定フォローアップセミナーQ&A参考資料P4「【輸入者の書類保存義務】産品が原産品であることを証明するために必要な書類」

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/rcep/rcep_qa_20220428_sankousiryuu.pdf

■ 完全生産品(WO)

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品(PE)

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

■ 品目別規則を満たす産品

a. 関税分類変更基準 (CTC)

総部品表又は材料一覧表 (HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準 (域内原産割合) (RVC)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. 加工工程基準 (化学反応) (CR)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸入しようとする産品が協定に規定する原産性の基準 (累積、僅少の非原産材料等) を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

事前質問Q.1(つづき)

- また、貨物の品目別規則等に応じ、当該貨物の材料の生産者・製造者まで遡って詳細な根拠資料を提出いただく可能性もあるためご留意ください。輸入許可後の事後調査・事後確認の際にも、状況に応じて仕入れ先の社名や住所を含む情報提供を要する場合があります。
- 輸入予定の貨物がある場合には、当該貨物が原産品と認められるかどうかについては、必要に応じ、文書による原産地に係る事前教示の活用をご検討ください。

Q.2 : 事後確認での質問事項や要求事項について

A.2

- 事後確認を実施する際には、産品がRCEP協定上の原産品であることを書類によって確認いたします。輸入申告時に提出された書類によって産品が原産品であることが確認できない場合に、追加的に情報提供を依頼するものをご理解ください。
- なお、第三者証明制度等、輸入者自己申告制度以外の証明制度の利用であれば、輸入者が追加的な情報を提供できない場合は、日本税関は輸出国側に情報提供要請を実施し、その結果に基づきRCEP協定税率の適用に係る判断を行いますので、事後確認の際に情報を持っていないことを回答いただければ結構です。一方、輸入者自己申告制度を利用された場合は輸出国側への情報提供要請ができませんので、輸入者が産品が原産品であることを書類によって示すことができない場合、RCEP協定税率の適用は否認されますのでご注意ください。

Q.3：原産地証明書のデータ交換（e-CO）について

日インドネシア協定のように、RCEP協定においても今後原産地証明書のデータ交換が開始される予定はあるか。また、RCEP協定に限らないが、自己申告制度を採用する協定について、将来的にはNACCS等で原産品申告書の内容を直に打ち込めるようにして欲しい。

A.3

- 原産地証明書のデータ交換については、2023年6月26日に日インドネシア協定において運用を開始したほか、日タイ協定及び日ASEAN協定において協議を行っています。その他の協定については、事業者のニーズ等を踏まえて関係各省と連携しながら、相手国とともに検討を行っていく予定です。また、自己申告制度についてもNACCS等による利便性向上のご要望がある旨承知しました。

○税関HP 原産地証明書のデータ交換について

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

Q.4：協定第2・6条(関税率の差異) 4 及び 6 の適用事例について

A.4

- 第2・6条4の適用事例（事前教示・登録番号1221943）
 - 【品名】 オートミール（第11.04項）
 - 【原材料】 オート（第10.04項・オーストラリア原産材料と認定）
 - 【製造工程】 オーストラリア国内にてオートからオートミールを製造。ベトナムに輸出し、ベトナム国内で計量や箱詰め等を行い出荷。
 - 【認定内容】 本品は協定第3・2条（b）（原産材料のみから生産される産品）として協定上のベトナム原産品として認められるが、ベトナム国内で協定第2・6条5に規定する軽微な工程以外の工程が行われていないことから、協定第2・6条4によりRCEP原産国をオーストラリアとして認定したものの。

（掲載場所リンク）

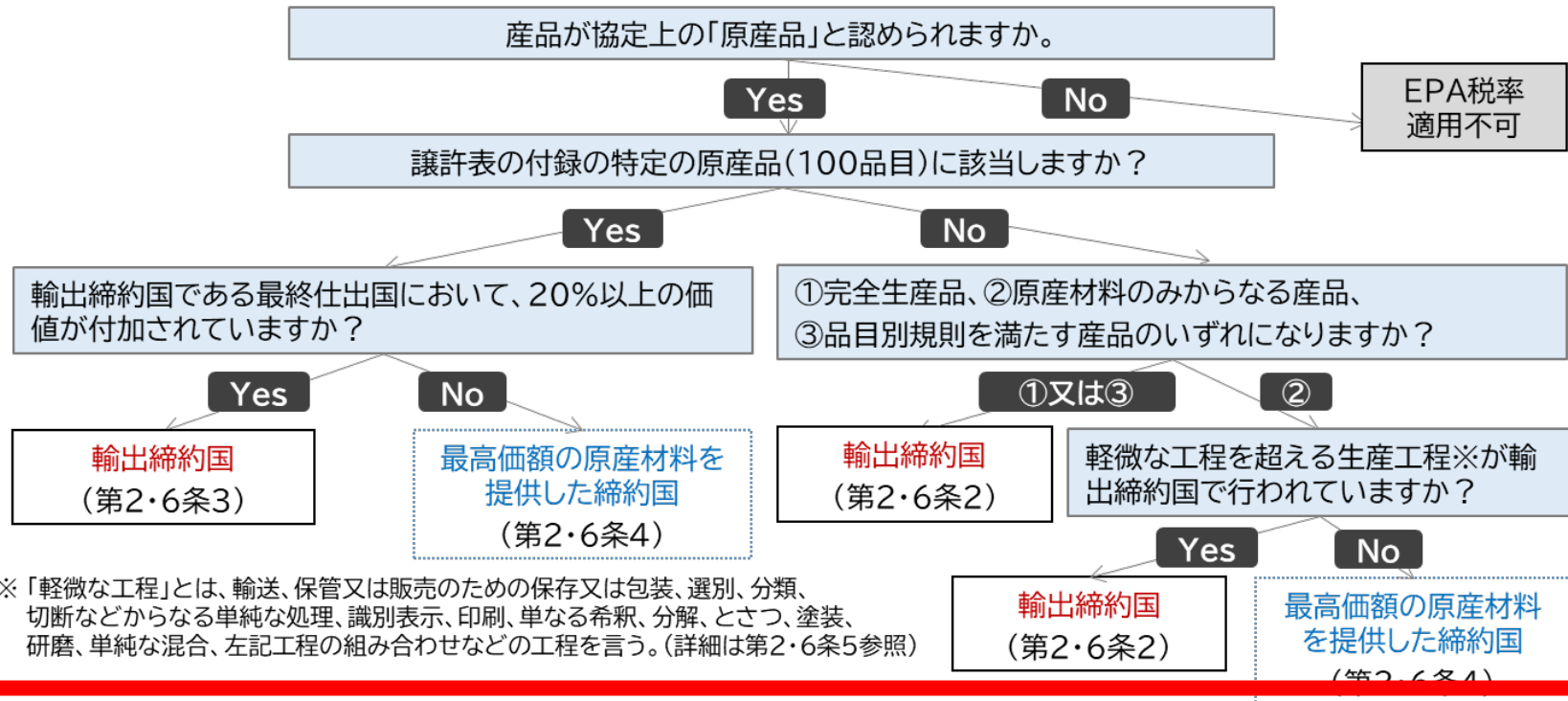
<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/origin/kaitoujirei.htm>

事前質問Q.4(つづき)

- 第2・6条6(a)及び(b)の適用事例について
本規定は、RCEP協定 第2・6条1及び4の規定にかかわらず、すなわち、「RCEP原産国」がいずれの締約国であるかにかかわらず、輸入者の都合により適用できるものであり、様々なケースがあります。

RCEP原産国の決定フローチャート

● 多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国(原産品の資格を取得した国)と同一となります。



※「軽微な工程」とは、輸送、保管又は販売のための保存又は包装、選別、分類、切断などからなる単純な処理、識別表示、印刷、単なる希釈、分解、とさつ、塗装、研磨、単純な混合、左記工程の組み合わせなどの工程を言う。(詳細は第2・6条5参照)

輸入者は生産に関与した締約国又は全ての締約国に適用する税率の中で 最高税率を選択可能 (第2・6条6)

Q.5 : 積送基準に係る運送要件証明書の提出が困難であると認められるときの取扱い

税関HPに掲載しているリーフレットにおいて、「運送要件証明書の提出が困難であると認められるときは、原産国から日本への運送経路及び第三国において積替え及び一時蔵置（第三国の税関の監督下で行われるもの）以外の取扱いがなされていないことを確認したうえで、積替地等について記載された権限のある当局が発給した原産地証明書を提出することも可能」とある。自己申告制度における原産品申告書に記載した場合でも、有効なものとして取り扱えるか。

A.5

- 自己申告制度において原産品申告書への積替地等の記載によって運送要件証明書の提出に代えることはできません。

〔○税関HP リーフレット「特惠税率の適用における「積送基準」について」 2ページ目 Q&A2
https://www.customs.go.jp/roo/2_leaflet_tokukei_sekisou.pdf〕

事前質問Q.5(つづき)

- 第三国を経由して日本へ輸入する場合、積送基準を満たすことを示す書類（運送要件証明書）として、以下のいずれかを輸入申告に際して税関に提出する必要があります。
 - ① 通し船荷証券の写し
 - ② 経由国の当局が発行する非加工証明書
 - ③（①又は②が提出できない場合）第三国において積替え及び一時蔵置以外の取扱いがなされなかったことを証する書類
- これらの書類の提出が困難であると認められるときは、原産国から日本への運送経路及び第三国において積替え及び一時蔵置以外の取扱いがなされていないことを確認したうえで、積替地等について記載された権限のある当局が発給した原産地証明書を提出することも可能です。
- しかし、自己申告制度における原産品申告書への積替地等の記載によって運送要件証明書の提出として取り扱うことは認められていません。



ご清聴ありがとうございました。